

生涯学習センター使用料減免について

減免率	対象となる主な事業等
100%減免	<ul style="list-style-type: none"> ○市が補助をするなど公益性の高い社会教育関係団体※¹が行う事業等 <ul style="list-style-type: none"> ※1 宇都宮市 PTA 連合会, 宇都宮市子ども会連合会など ○学校教育機関(幼児教育及び義務教育等)※²が行う教育事業等 <ul style="list-style-type: none"> ※2 幼稚園, 保育園, 小中学校 ○学校教育機関と密接な関わりのある団体※³が行う教育事業等 <ul style="list-style-type: none"> ※3 幼稚園保護者会, 学童保育, 小中学校 PTA など ○障がい者(身体, 知的又は精神)の福祉団体及びその保護者等で構成された団体が行う事業等
75%減免	<p>【宇都宮市生涯学習登録団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術・文化, レクリエーションなどの自主学習グループで, 下記の要件を満たした団体が継続的に行う生涯学習活動など <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習センターへの登録 ○会員限定ではなく広く, 新会員の入会を受け付けること ○構成員の半数以上が市内に住所を有し, 勤務し, 又は通学している者であること ○団体の構成員が5名以上であること
50%減免	<ul style="list-style-type: none"> ○国又は栃木県が, 主催又は共催する事業 ○国又は栃木県の関係団体が主催する社会教育に関する事業 ○学校教育機関(幼児教育及び義務教育を除く)※⁴ <ul style="list-style-type: none"> ※4 大学, 高等学校など ○学校教育機関と密接な関わりのある団体※⁶ <ul style="list-style-type: none"> ※5 大学保護者会, 高等学校 PTA など

※詳しくは, 河内生涯学習センター まちづくり支援グループ(028-671-3202)までお問い合わせください。